

「お知らせ」と「お願い」

マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）が 平成27年10月5日から施行されます！

事業者の皆さんは、平成28年1月から、従業員さんの社会保険事務や源泉徴収事務のために、従業員さん及びその扶養家族などの個人番号を取り扱うことになり、事業者の皆さんには特定個人情報の安全管理措置などの各種義務、責任が課されることとなります。

マイナンバー制度が開始されることを踏まえて、従業員の皆さんへの説明と準備対応をお願いします。

1 従業員さんへの説明

<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none">平成27年10月以降、従業員の皆さんのご住所（住民票記載の住所）に、ご家族全員分の「通知カード」が入った簡易書留が届きます。住所変更がある場合は、必ず新住所を市町村に届けておいてください。
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none">「通知カード」は、絶対に紛失しないように管理してください。「通知カード」は、勤務先などへマイナンバーを提供する時の本人確認や「個人番号カード」の交付のために必要となります。
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none">社会保障、税の手続きで行政機関や勤務先などに提示する以外は「通知カード」に記載のあるマイナンバーを他人に絶対教えないでください。
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none">平成28年1月以降、各市町村窓口で申請手続きすることで「個人番号カード」を発行してもらえます。

2 平成28年1月の扶養控除等申告書の提出時に、従業員さん及びその扶養家族のマイナンバーを記載してもらうとともに、従業員さんの「通知カード」・「個人番号カード」を提示してもらう必要があります。


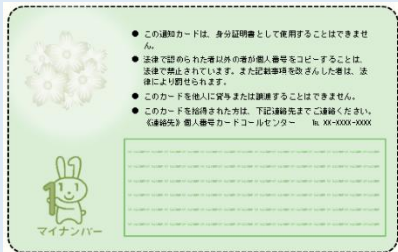


3 地代家賃（不動産使用料）の支払先に個人がいる場合、平成29年1月の支払調書の提出まで（できるならば、平成28年1月以降の最初の支払時）に、支払先からマイナンバーを提供してもらう必要があります。また、その際は「個人番号カード」を提示してもらうなど、本人確認をする必要があります。

マイナンバーの予備知識

《マイナンバー（個人番号）と法人番号の比較》

項目	マイナンバー	法人番号
桁数	12桁	13桁
通知元	市町村長	国税庁長官
通知方法	通知カード	書面通知
通知時期	平成27年10月以降	平成27年10月以降
番号の利用目的の制限	あり ※法令・条例で定めた 範囲内でのみ利用可能 (社会保障・税・災害対策)	なし ※官民を問わず 自由に利用可能
番号の検索	不可	可

《通知カードと個人番号カード》

項目	通知カード	個人番号カード
様式	<p style="text-align: center;">通知カード (イメージ)</p>  	<p style="text-align: center;">個人番号カード (表面(案))</p>  <p style="text-align: center;">(裏面(案))</p> 
	作成・交付	平成27年10月から12月に、 全員に郵送（簡易書留）で交付
有効期限等	「個人番号カード」を交付された 場合には返納	20歳以上：10年間 20歳未満：5年間
用途・利便性	マイナンバーの提供を求められ た時の本人確認 ※身分証明書としては利用不可	身分証明書（裏面） マイナンバーの提供を求められ た時の本人確認（表面・裏面） 市町村等による付加サービスの 利用 民間の電子申請・取引等の利用
本人確認の方法	通知カードに加え、運転免許、 パスポート等も必要	個人番号カードのみで可